

山口県報

平成25年
6月28日
(金曜日)



一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十八号

一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例

(一般職の職員等の給与に関する条例の特例)

第一条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)(第四条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(職員給与条例別表第一の備考の規定により一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)(別表第三が準用される職員を含む。)(に対する給料月額(一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百号。以下「職員給与改正条例」という。)(附則第十六項から第十八項までの規定による給料を含み、当該職員が職員給与条例附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額(職員給与改正条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料を含む。)(をいう。以下この項及び次項において同じ。)(の支給に当たっては、給料月額から、その額に当該職員に適用又は準用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下この条において「支給減額率」という。)(を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

目 次

条例
一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例.....

		研究職給料表			海事職給料表			公安職給料表			行政職給料表			給料表
	一級	五級	三級及び四級	二級以下	六級	三級から五級まで	二級以下	八級以上	四級から七級まで	三級以下	七級以上	三級から六級まで	二級以下	職務の級
	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	割合

教育職給料表(二)		教育職給料表(一)		医療職給料表(三)			医療職給料表(二)		医療職給料表(一)	
三級以上	二級以下	三級以上	二級以下	七級	三級から六級まで	二級以下	三級以上	二級以下	三級以上	二級
百分の七・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七

2 特例期間においては、職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十（管理職員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等（特別支援学校の部の主事の職を占める職員を除く。）、警察職員及び教育調整監又はやまぐち総合教育支援センターの部長の職を占める職員をいう。以下同じ。）にあつては、百分の二十）を乗じて得た額

- 二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に百分の十（管理職員等にあつては、百分の二十）を乗じて得た額
- 三 特地勤務手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 四 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 五 職員給与と条例第十九条第一項から第五項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 職員給与と条例第十九条第一項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与と条例第十九条第二項 前項及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
 - ハ 職員給与と条例第十九条第三項 前項及び第二号に定める額に同条第三項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 職員給与と条例第十九条第四項 前項及び第二号に定める額に同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 職員給与と条例第十九条第五項 前項及び第二号に定める額に同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 三 特例期間においては、職員給与と条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額（職員給与と条例第五条の二に規定する短時間勤務職員に係るものを除く。）は、職員給与と条例第十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額（職員給与と改正条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料を含む。）及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間数に五十二を乗じて得た時間数から同条第一項の人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該職員の実支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 四 特例期間においては、職員給与と条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額（職員給与と条例第五条の二に規定する短時間勤務職員に係るものに限る。）は、職員給与と条例第十八条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、当該職員を地方公務員法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員とみなして職員給与と条例第五条を適用した場合に得られる給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額と同一の額に十二を乗じ、その額を職員の実勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条

例第十一号) 第二条第一項に規定する勤務時間の時間数に五十二を乗じて得た時間数から職員給与条例第十八条第一項の人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(学校職員給与条例の特例)

第二条 特例期間においては、学校職員給与条例第五条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける学校職員に対する給料月額(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第百五号。以下「学校職員給与改正条例」という。)(附則第十四項から第十六項までの規定による給料及び義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)(第三条第一項の規定による教職調整額(以下「教職調整額」という。))を含み、当該学校職員が学校職員給与条例附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額(学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項までの規定による給料及び教職調整額を含む。))をいう。以下この項及び次項において同じ。))の支給に当たつては、給料月額から、その額に当該学校職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下この条において「支給減額率」という。))を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	行政職給料表		海事職給料表			教育職給料表(一)
	二級以下	三級以上	二級以下	三級から五級まで	六級	
職務の級	二級以下	三級以上	二級以下	三級から五級まで	六級	二級以下
割合	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の四・七七

医療職給料表	三級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
教育職給料表(一)	三級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七

2 特例期間においては、学校職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該学校職員の管理職手当の月額に百分の十(管理職員等にあつては、百分の二十)を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該学校職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該学校職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に百分の十(管理職員等にあつては、百分の二十)を乗じて得た額
- 三 へき地手当 当該学校職員の給料月額に対するへき地手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額
- 四 へき地手当に準ずる手当 当該学校職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額
- 五 学校職員給与条例第二十一条の二第一項から第五項までの規定により支給される給与 当該学校職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 学校職員給与条例第二十一条の二第一項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 学校職員給与条例第二十一条の二第二項 前項及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
 - ハ 学校職員給与条例第二十一条の二第三項 前項及び第二号に定める額に同条第三項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 学校職員給与条例第二十一条の二第四項 前項及び第二号に定める額に同条第四項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る

割合を乗じて得た額

ホ 学校職員給与条例第二十一条の二第五項 前項及び第二号に定める額に同条第五項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額（学校職員給与条例第七条の二に規定する短時間勤務学校職員に係るものを除く。）は、学校職員給与条例第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額（学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項までの規定による給料を含む。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間数に五十二を乗じて得た時間数から同条第一項の人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額（学校職員給与条例第七条の二に規定する短時間勤務学校職員に係るものに限る。）は、学校職員給与条例第二十条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、当該学校職員を地方公務員法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める学校職員とみなして学校職員給与条例第七条を適用した場合に得られる給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同一の額に十二を乗じ、その額を学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第三条第一項に規定する勤務時間の時間数に五十二を乗じて得た時間数から学校職員給与条例第二十条第一項の人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例）

第三条 特例期間においては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十五条第三項の規定の適用については、同項中「同条例第十八条」とあるのは、「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第一条第三項（同条例第八条第二項又は第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項」とする。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例）

第四条 特例期間においては、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十五条第三項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十条」とあるのは、「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第二条第三項（同条例第九条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例)

第五条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口県条例第二号)第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条第一項若しくは第二項又は第二条第一項若しくは第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

第六条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十八条第五項の規定の適用については、同項中「職員給与条例第十八条」とあるのは、「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条第三項(同条例第八条第二項又は第九条第二項において準用する場合を含む。)(又は第四項」と、「学校職員給与条例第二十条」とあるのは、「一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例第二条第三項(同条例第九条第三項において準用する場合を含む。)(又は第四項」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第七条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)第四条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)第一条第一項若しくは第二項又は第二条第一項若しくは第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第八条 特例期間においては、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)以下「任期付研究員条例」という。)(の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から三号給までのもの及び同条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 百分の七・七七
- 二 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、第一条第二項第二号から第五号まで及び第三項の規定は、任期付研究員条例の適用を受ける職員に対する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び職員給与条例第十九条第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給並びに職員給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第一条第二項第二号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第八条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第八条第一項及び同条第二項において準用する前三号」と、同号ロからホまでの規定中「前項及び第二号」とあるのは「第八条第一項及び同条第二項において準用する第二号」と読み替えるものとする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第九条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であつて、任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたもの（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員を除く。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七
- 二 任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、第一条第二項第二号から第五号まで及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員であつて、職員給与条例の適用を受けるものに対する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び職員給与条例第十九条第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給並びに職員給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第一条第二項第二号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第九条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第九条第一項及び同条第二項において準用する前三号」と、同号ロからホまでの規定中「前項及び第二号」とあるのは「第九条第一項及び同条第二項において準用する第二号」と読み替えるものとする。

3 特例期間においては、第二条第二項第二号から第五号まで及び第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員であつて、学校職員給与条例の適用を受けるものに対する地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び学校職員給与条例第二十一条の二第一項から第五項までの規定により支給される給与の支給並びに学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この

場合において、第二条第二項第二号中「当該学校職員の支給減額率」とあるのは「第九条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第九条第一項及び同条第三項において準用する前三号」と、同号ロからホまでの規定中「前項及び第二号」とあるのは「第九条第一項及び同条第三項において準用する第二号」と読み替えるものとする。

（職員の修学部分休業に関する条例の特例）

第十条 特例期間においては、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山口県条例第四号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年山口県条例第二十八号）第一条第一項に規定する給料月額及びこれに対する地域手当の月額額の合計額に当該職員の前項に規定する支給減額率を乗じて得た額並びに管理職手当の月額に百分の十（管理職員等にあつては、百分の二十）を乗じて得た額の合計額（学校職員給与条例第二条の学校職員にあつては、一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例第一条第一項に規定する給料月額及びこれに対する地域手当の月額額の合計額に当該学校職員の同項に規定する支給減額率を乗じて得た額並びに管理職手当の月額に百分の十（管理職員等にあつては、百分の二十）を乗じて得た額の合計額）に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間数に五十二を乗じて得た時間数から当該人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額に相当する額を減じた額」とする。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の特例）

第十一条 特例期間においては、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）第二条各号に掲げる者に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、その額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 知事 百分の二十五
 - 二 副知事、山口県公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員 百分の十五
- （教育長の給与及び旅費に関する条例の特例）

第十二条 特例期間においては、教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和四十一年山口県条例第二十四号）第一条の教育長に対する給料月額
の支給に当たっては、給料月額から、その額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

第十三条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(企業職員の給与の特例)

第十四条 特例期間においては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の適用を受ける企業職員については、この条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して給与を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。
- (知事等の給与の特例に関する条例の廃止)
- 2 知事等の給与の特例に関する条例(平成十四年山口県条例第二号)は、廃止する。

平成二十五年六月二十八日
印刷

発行人所

山口県知事
庁